

子育てのための 施設等利用費の請求のご案内

(認可外保育施設等利用の方向け)



施設等利用給付認定児童（第2号・第3号）対象

多賀城市から子育てのための施設等利用給付認定を受け、幼児教育・保育の無償化の対象となる施設・事業を利用した場合、支払った利用料のうち、無償化の対象となる費用（子育てのための施設等利用費）を多賀城市からお支払いします。

1 請求の対象者

以下の(1)～(3)のいずれも満たす方が対象となります。

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定の第2号認定又は第3号認定を受けている方
- (2) 認可外保育施設等を利用し、利用料を施設に支払った方
- (3) 幼稚園・認定こども園・認可保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業を利用していない方

- ◆認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合計が月額上限額に達するまで支給されます。
- ◆通園送迎費、食材料費、行事費等は、無償化の対象となりません。
- ◆「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を指します。

2 請求手続きの流れ

子育てのための施設等利用費の給付を受けるためには、別途請求が必要となります。
請求書の様式は多賀城市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 利用施設等で「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の発行を受ける。
(子育て援助活動支援事業の場合は、「活動報告書」)
- ② ①で発行された書類を添付し、下記請求時期ごとに「施設等利用費請求書」を記入の上、持参又は郵送により多賀城市に提出。
 - ◆請求書記入方法については、「別紙 提出書類の記載例」参照
 - ◆認定子どもの保護者（請求者）と異なる振込先を指定する場合は「委任状」を添付
- ③ その後、多賀城市が請求書類等を審査し、認定子どもの保護者名義の口座へ支給。

3 請求及び支給の時期

利用月	提出締切	提出先	支給予定日
4月～6月利用分	7月末	下記宛て郵送又は持参 〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市保健福祉部 子ども政策課幼保支援係	請求から概ね 1～2か月後
7月～9月利用分	10月末		
10月～12月利用分	1月末		
1月～3月利用分	4月上旬		

4 提出前のチェックリスト

書類に不備があると、施設等利用費の支払いができない場合、遅れる場合がありますのでご注意ください。



チェック項目

提出書類は全て揃っていますか。

- ① 施設等利用費請求書
- ② 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ③ 委任状 ※認定保護者名義以外の口座を振込先に記入した場合のみ

請求書の認定保護者は、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書の保護者名と同じですか。

※認定通知書に記載されている保護者が父の場合、請求書の保護者名も父となります。

請求日は領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書発行日以降の日付ですか。

※領収証兼提供証明書発行日以降の日付でないと受付られません。

【1月分～3月利用分の請求の場合のみ】

請求日は利用年度の3月31日までの間の日付ですか。4月1日以降の日付になっていませんか。

※事務処理の都合上、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書発行日以降から利用年度の3月31日までの日付でご請求ください。

(例：令和6年1月～令和6年3月分の請求の場合→令和6年3月31日)

なお、設定している提出締切を過ぎている請求の場合は、子ども政策課幼保支援係までご相談ください。

振込先口座に誤りはありませんか。

※普通預金・当座預金の種別のチェックは漏れていませんか。

銀行名・支店名・口座番号に誤りがないかも一度確認をお願いいたします。

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号の桁数に誤りがないかも一度確認をお願いいたします。

施設に支払った金額や請求金額に誤りはありませんか。

※施設に支払った金額は、領収金額の合計金額ではなく、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書に記載してある**無償化対象額**です。

※請求額は、上限額と施設に支払った金額のどちらか低い額です。

上限額に誤りはありませんか。

※上限額は第2号認定が37,000円、第3号認定が42,000円です。

※月途中での認定開始又は認定消滅の場合、上限額も日割となります(計算式は施設等利用費請求書下部参照)。

修正液や修正テープを使用していませんか。

※修正がある場合には二重線で訂正してください。

5 お問い合わせ

多賀城市保健福祉部子ども政策課幼保支援係

☎022-368-1605

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

